

○名寄地区衛生施設事務組合職員の育児休業等に関する条例

〔平成4年12月8日〕
〔条例第1号〕

改正 平成18年3月27日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第9条第1項及び第2項並びに附則第5条第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(他の条例の準用規定)

第2条 この条例の施行については、名寄市職員の育児休業等に関する条例（平成18年名寄市条例第40号）を準用する。

附 則 (平成4年12月8日 条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 育児休業に係る給与等に関する条例（昭和58年条例第4号）は、廃止する。

附 則 (平成18年3月27日 条例第1号)

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

